

第86回 定時株主総会招集ご通知

日時 2023年6月29日（木曜日）
午前10時（開場午前9時15分）

場所 東京都中央区日本橋2-7-1
東京日本橋タワー4階
ベルサール東京日本橋 D・E会議室
(会場が昨年と異なっておりますので、
ご注意願います。)

議案
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役2名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

本総会当日のお土産はお配りしておりません。
ご理解賜りますようお願い申し上げます。



ネットで
招集
<https://s.srdb.jp/4409/>





東邦化学工業株式会社

代表取締役社長 中崎 龍雄

第86回定期株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第86回定期株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記当社ウェブサイトに「第86回定期株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://toho-chem.co.jp>)

上記当社ウェブサイトにアクセスして、「IR情報」「IRニュース」「IR資料」を順に選択の上、ご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名(東邦化学工業)又は証券コード(4409)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2023年6月28日(水曜日)午後5時15分までに議決権行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時（開場午前9時15分）

2. 場 所 東京都中央区日本橋2-7-1 東京日本橋タワー4階
ベルサール東京日本橋D・E会議室

（会場が昨年と異なっております。詳しくは末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項 **報告事項** 1. 第86期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第86期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項 **第1号議案 剰余金の処分の件**

第2号議案 取締役2名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更により、マスク着用は個人の判断に委ねられることとなりましたが、本株主総会に出席される株主様は、体調や感染リスク回避も勘案の上、マスク着用の要否をご判断くださいますよう、お願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、上記に掲載している各ウェブサイトにその旨並びに修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。なお、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結注記表
 - ・個別注記表

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席されない場合

● インターネットによる議決権行使



4ページのインターネットによる議決権行使のご案内をご参照の上、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2023年6月28日（水曜日）午後5時15分まで

● 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。

- 賛否の表示のない場合、「賛」の表示があったものとして、お取り扱いいたします。
- 第2号議案で、一部の候補者の賛否を表示する場合
⇒「賛」の欄に○印をし、除外する候補者の番号をご記入ください。

行使期限 2023年6月28日（水曜日）午後5時15分到着分まで

複数回にわたり行使された場合の議決権のお取り扱い

複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。また、議決権行使書とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。なお、議決権行使書とインターネットによる行使が同日に到着した場合は、インターネットによる行使を有効な議決権行使としてお取り扱いします。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
(開場午前9時15分)

開催場所 ベルサール東京日本橋 D・E会議室

インターネットによる議決権行使のご案内

パソコンの場合

1

議決権行使ウェブサイトにアクセス
<https://www.web54.net>



「次へすすむ」をクリックしてください。

... ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ ...

- オフィスの端末で操作する場合は、「[シミュレーションモード]」を選択してお読みください。
- スマートフォンやタブレット端末で操作する場合は、「[通常モード]」を選択してください。
- 画面を横に摆す場合は、Webブラウザを横に見てください。

次へすすむ

2

議決権行使コードを入力

同封の議決権行使書用紙の左下に記載された「議決権行使コード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。

... ログイン ...

- 議決権行使コードは、ローディングマークが表示されている間は、議決権行使コードを入力する前にQRコードを読み取ってください。
- 議決権行使コードを読み取った後は、議決権行使コードを入力する前にQRコードを読み取ってください。
- 議決権行使コードを読み取った後は、議決権行使コードを入力する前にQRコードを読み取ってください。

議決権行使コード:

[議決権行使コード]

ログイン

3

パスワードを入力

同封の議決権行使書用紙の左下に記載された「パスワード」を入力し、実際にご使用になる新しいパスワードを設定の上、「登録」をクリックしてください。

... ご自身で登録するパスワードへの変更 ...

- オフィスの端末で操作する場合は、「[シミュレーションモード]」を選択してお読みください。
- スマートフォンやタブレット端末で操作する場合は、「[通常モード]」を選択してください。
- 画面を横に摆す場合は、Webブラウザを横に見てください。

議決権行使書用紙に記載のQRコード

議決権行使コード

新規登録用パスワード

確認用パスワード

登録

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンの場合

「議決権行使コード」「パスワード」
入力不要



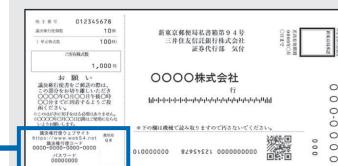
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォン又はタブレット端末で読み取り

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

*一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

*QRコードは、株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

「議決権行使コード」及び「パスワード」は、同封の議決権行使書用紙に記載されています。



お問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート
(専用ダイヤル)

0120-652-031

(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

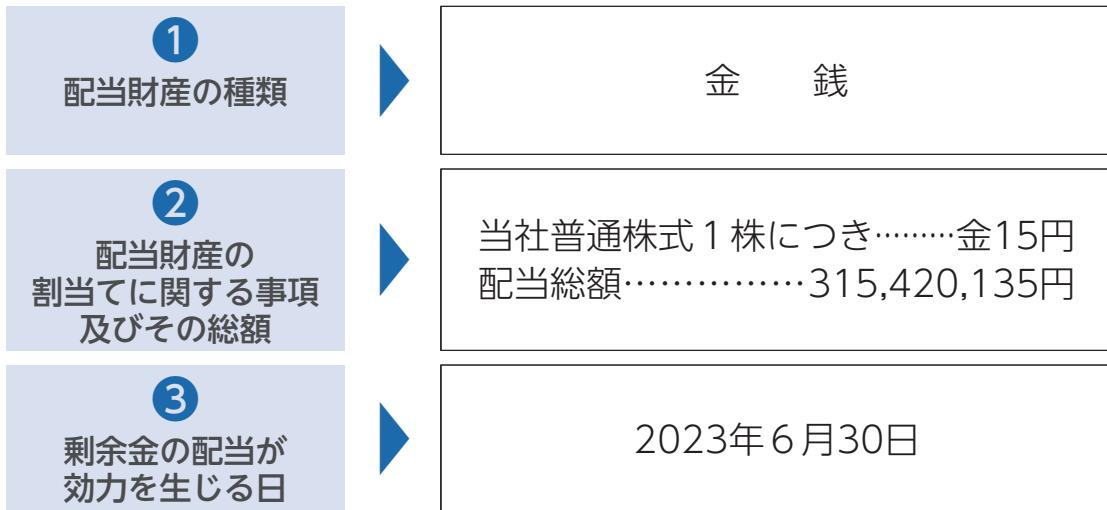
第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、配当の充実と内部留保の重視の両者をバランスさせていくことを利益分配の基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績等の状況を総合的に勘案した結果、2023年3月期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。



第2号議案

取締役2名選任の件

取締役江藤俊幸、綾部収治の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

えとう
江藤
俊幸

(1950年2月15日生)

所有する当社株式の数 43,400株



再任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年11月	当社入社
1999年4月	当社生産本部千葉工場生産部長
2002年6月	当社生産本部追浜工場生産部長
2007年4月	当社生産本部千葉工場長
2007年6月	当社取締役
2011年4月	当社生産本部副本部長
2014年6月	当社常務取締役（現任）
2014年6月	当社生産本部長（現任）
2014年6月	当社購買部門担当（現任）

[重要な兼職の状況]

東邦化学（上海）有限公司董事長

選任理由

長きにわたり国内外の主要工場の要職を歴任し、安定的かつ安全な操業を推進するとともに、生産本部長としてその強いリーダーシップを発揮し、全社的な最適生産体制の構築にも尽力してまいりました。これらの実績とこれまでの豊富な経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

あやべ

しゅうじ

綾部 収治

(1956年3月15日生)

所有する当社株式の数

4,200株



再任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月	株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
2004年 4月	株式会社みずほコーポレート銀行不動産ファイナンス営業部長
2007年 4月	同行執行役員営業第十七部長
2009年 4月	同行常務執行役員営業担当役員
2011年 3月	昭栄株式会社（現ヒューリック株式会社）取締役専務執行役
2012年 6月	芙蓉総合リース株式会社専務取締役専務執行役員
2014年 6月	同社代表取締役専務
2015年 6月	みずほファクター株式会社代表取締役社長
2019年 6月	当社取締役（現任）
2022年 3月	共和電業株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）

選任理由及び期待される役割の概要

長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、またこれまで他の会社の取締役を歴任され、企業経営者としての豊富な経験や見識を有しております。当社取締役会及び各委員会（役員人事諮問委員会、コンプライアンス・リスク管理委員会）において当該視点から積極的な発言をいただいております。当社の取締役会における意思決定の透明性確保並びに取締役会の監督機能の強化を図る上で適任と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 綾部収治氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 綾部収治氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、現在、社外取締役である綾部収治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、綾部収治氏との間ににおいて、会社法第423条第1項の責任につき、法令が規定する額を責任限度とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、同氏の選任が承認された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることについて生ずることのある損害が填補されます。但し、故意又は重大過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2023年6月29日に当該保険契約を更新する予定であります。
7. 綾部収治氏は、当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
8. 綾部収治氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
9. 綾部収治氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けたことがあります。
10. 綾部収治氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずるものではありません。

第3号議案

監査役1名選任の件

仮監査役三浦芳美氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

み う ら よ し み
三浦 芳美

(1957年7月12日生)

所有する当社株式の数

0株



新 任

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1980年 4月	株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
2010年 4月	同行常務執行役員本店営業本部本店第一、第二、第五部担当
2014年 6月	三井生命株式会社（現大樹生命保険株式会社）取締役常務執行役員
2016年 7月	SMBC日興証券株式会社専務執行役員
2018年 6月	さくら情報システム株式会社代表取締役副社長兼副社長執行役員
2019年12月	ホウライ株式会社監査役（現任）
2022年 9月	当社仮監査役（現任）

選任理由

長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、またこれまで他の会社の取締役及び監査役を歴任され、企業経営者としての豊富な経験や見識を有していることから、当社の取締役会における意思決定の透明性の確保並びに取締役会の監査機能の強化を図る上で適任と判断し、社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 三浦芳美氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 三浦芳美氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 三浦芳美氏が社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって9カ月となります。
4. 当社は、現在、社外監査役である三浦芳美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、三浦芳美氏との間において、会社法第423条第1項の責任につき、法令が規定する額を責任限度とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、同氏の選任が承認された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることについて生ずることのある損害が填補されます。但し、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、三浦芳美氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2023年6月29日に当該保険契約を更新する予定であります。
7. 三浦芳美氏は、当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。

8. 三浦芳美氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
9. 三浦芳美氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けたこともあります。
10. 三浦芳美氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずるものではありません。

(ご参考) スキル及び該当役員の状況（第87期予定）

氏名	地位	取締役・監査役が有する知識・経験・能力						
		企業経営 経営戦略	ガバナンス 法務	財務 会計	IT テクノロジー	多様性 国際性	営業	研究開発
中崎 龍雄	代表取締役社長	○	○	○		○	○	
江藤 俊幸	常務取締役	○				○		○
永岡 幹人	常務取締役	○				○	○	
脇田 雅元	取締役				○			○
中野 憲一	取締役				○			○
下田 晴久	取締役				○		○	
池田 亮	取締役							○
川崎 正一	取締役	○	○	○	○		○	
綾部 収治	社外取締役	○	○	○		○	○	
川越 弘三	社外取締役	○	○	○		○	○	
田中 祥雄	常勤監査役		○	○	○			○
越智 英隆	常勤監査役 (社外監査役)		○	○		○	○	
三浦 芳美	社外監査役	○	○	○	○	○	○	

【スキルマトリックス各項目の選定理由】

スキル項目	選定理由
企業経営 経営戦略	事業環境が大きく変化する中で持続的な成長戦略を策定するには、企業経営の経験を持ち、経営戦略を思考できることが必要である。
ガバナンス 法務	社内のコーポレートガバナンスを徹底し、お取引先、株主、進出先等あらゆる関係者から信頼される企業になるために法務に関する幅広い知識・経験が必要である。
財務 会計	正確な財務報告はもちろん、成長投資の推進と財務戦略の策定には財務・会計分野における確かな知識・経験が必要である。
IT・テクノロジー	IT化の推進や新たなソリューションを経営に活かし、成長のスピードを加速させるためにはIT・テクノロジーに関する知識が必要である。
多様性 国際性	成長戦略の策定及び経営の監視・監督には、様々な職歴や海外での経験等を通じて得た知識・経験が必要である。
営業	時代のニーズやお客様の要求をいち早く取り込み、持続的成長とともに製品を通じて社会に貢献するためには営業に関する知識・経験が必要である。
研究開発	他社にはない高付加価値で競争優位性の高い製品を世に送り出し、持続的に成長するためには研究開発に関する知識・経験が必要である。
生産	お客様へ高品質の製品を安全で安定的に供給し続けるためには、生産に関する知識・経験が必要である。

以上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響は続いたものの、行動制限の緩和によって社会経済活動が徐々に正常化に向かい、景気は緩やかな持ち直しの動きが見られました。しかしながら、ロシア・ウクライナ問題が長期化する中、昨年末までのゼロコロナ政策継続による中国経済の減速や、コストパッケージ型の物価上昇による消費意欲の冷え込み、米国をはじめとする各国の金融引き締めによる景気の悪化など、世界経済は厳しい状況となりました。

化学業界におきましては、ロシア・ウクライナ問題の発生以降、2022年年次にかけて、原材料価格や用役費の急騰が業績に大きなマイナス影響を及ぼしました。その後も、世界経済の減速に伴う世界的な石油化学製品の需要鈍化や用役費の更なる高騰が業績の下押し要因となる厳しい状況が続きました。

このような経営環境下、当社グループの当連結会計年度の売上高は、原材料価格や用役費の値上がりに伴う売価の上昇により、前期比5,474百万円、11.0%増収の55,361百万円となりました。

しかしながら、利益面につきましては、営業利益は1,384百万円となり、前期とほぼ同水準（2.9%増益）にとどまりました。その大きな要因として、上半期の営業利益が303百万円にとどまったことが挙げられます。上半期は、原材料価格・用役費が急騰し、それに対する製品値上げが遅れたことが大きなマイナス要因となりました。また、海外においては、中国・上海市のロックダウンや、近接する他社の爆発火災事故による当社連結子会社東邦化学（上海）有限公司の操業の一時停止、ロジンの相場価格の大幅な値下がりによる当社連結子会社懐集東邦化学有限公司の在庫評価損発生によるマイナス影響がありました。下半期は、世界経済の減速傾向が強まる中、自動車・家電関連をはじめ製品需要は総じて弱含みで推移しましたが、製品価格の値上げをはじめとする採算改善への取り組みが進捗したため、下半期の営業利益は1,080百万円となり、上半期対比大幅に改善しました。また、上半期・下半期を通じて合計約3億円の多額の製品廃棄損等が発生したことも利益面のマイナス要因となり、通期の営業利益は1,384百万円となりました。経常利益は、為替差益の大幅な減少を主因として前期比753百万円減益の1,179百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比418百万円減益の977百万円となりました。

	第85期 (2022年3月期)	第86期 (2023年3月期)	前期比	
	金額（百万円）	金額（百万円）	増減額（百万円）	増減率（%）
売上高	49,887	55,361	5,474	11.0
営業利益	1,345	1,384	39	2.9
経常利益	1,933	1,179	△753	△39.0
親会社株主に帰属する当期純利益	1,395	977	△418	△30.0

セグメント別の状況は次のとおりです。

界面活性剤

売上高

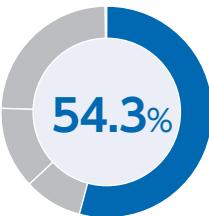
300億62百万円 (前期比13.0%増)

セグメント利益

7億74百万円



売上高構成比



売上高



セグメント利益



香料原料は、一般洗浄剤の販売数量が減少したものの、原料価格の値上がりに伴う製品売価の上昇により増収となりました。プラスチック用添加剤は、主力の帯電防止剤や乳化重合剤等、全般的に販売数量は減少したもの、製品売価の上昇により増収となりました。土木建築用薬剤は、販売数量は前期比微増であり、主に製品売価の上昇により増収となりました。農薬助剤は、国内を中心に販売数量は減少したものの、製品売価の上昇により増収となりました。

収となりました。繊維助剤は、国内外ともに販売が低調で減収となりました。紙パルプ用薬剤は、販売数量は前期比微増であり、主に製品売価の上昇により増収となりました。

その結果、当セグメント全体の売上高は、前期比3,447百万円、13.0%増収の30,062百万円となりました。セグメント利益は、2億円弱の製品廃棄損等の発生があったものの増収効果により前期比56百万円増益の774百万円となりました。

樹脂

売上高

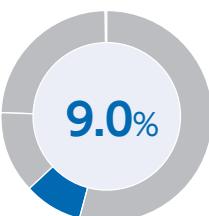
49億57百万円 (前期比1.8%増)

セグメント損益

△8百万円



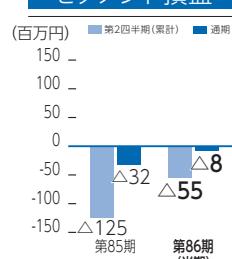
売上高構成比



売上高



セグメント損益



石油樹脂は、原料不足による減産の影響で販売数量は減少したものの、製品売価の上昇により増収となりました。合成樹脂は、自動車部品向け等の販売が伸長したことにより、製品売価の上昇により増収となりました。樹脂エマルションは、フロアーポリッシュ用や塗料用等が振るわず減収とな

りました。アクリレートは、中国における電子情報材料関連の需要の落ち込みを主因に減収となりました。

その結果、当セグメント全体の売上高は、前期比85百万円、1.8%増収の4,957百万円となり、セグメント損益は、8百万円の損失(前期は32百万円の損失)となりました。

化成品

売上高

69億34百万円 (前期比5.8%増)

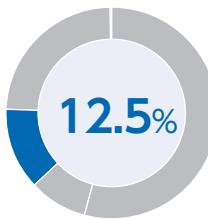
セグメント利益

1億34百万円

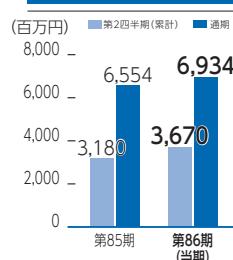


合成ゴム・ABS樹脂用ロジン系乳化重合剤は、自動車関連需要が低調で国内外ともに販売数量は減少し、減収となりました。金属加工油剤は、販売数量は減少したものとの、製品売価の上昇により増収となりました。石油添加剤は、海外向け販売数量が増加したこと並びに製品売価の上昇により増収

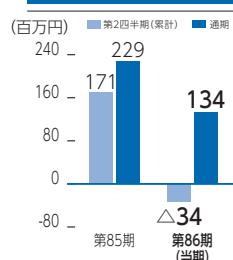
売上高構成比



売上高



セグメント利益



となりました。

その結果、当セグメント全体の売上高は、前期比380百万円、5.8%増収の6,934百万円となり、セグメント利益は、懐集東邦化学有限公司における在庫評価損の発生により前期比95百万円減益の134百万円となりました。

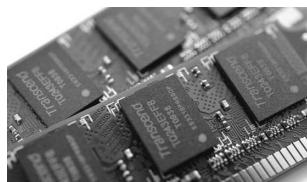
スペシャリティーケミカル

売上高

132億72百万円 (前期比13.6%増)

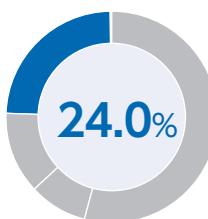
セグメント利益

4億18百万円



溶剤は、全般的に販売が低調であつたことから減収となりました。電子情報産業用の微細加工用樹脂は、半導体関連の販売数量の増加並びに製品売価の上昇により増収となり、当セグメント全体の売上高は、前期比1,589百万円、13.6%増収の13,272百万円

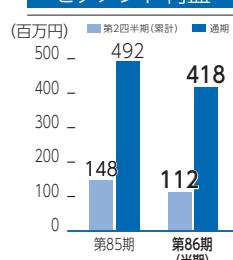
売上高構成比



売上高



セグメント利益



となりました。一方、セグメント利益は電子情報材料用樹脂製造所の新設に伴う減価償却費等の固定費の増加や、1億円を超える製品廃棄損等の発生により、前期比74百万円減益の418百万円となりました。

〈その他〉 売上高

1億35百万円 (売上高構成比0.2%)

セグメント利益 21百万円

* 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、環境調査測定・分析業務等を含んでおります。

* セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書計上額の営業利益と調整(当連結会計年度は44百万円)を行っております。

* セグメント利益又は損失(△)の調整額44百万円には、棚卸資産の調整額△19百万円等が含まれております。

* 当社は、2021年末に策定した「事業ポートフォリオ基本方針」及び2022年5月に策定した「TOHO Step Up Plan 2024」に基づき、事業の「選択と集中」を一層徹底するための取り組みを進めており、当社グループの事業展開、経営資源配分、経営管理体制等の観点から経営管理手法を見直し、報告セグメントの変更を実施いたしました。その結果、從来「スペシャリティーケミカル」に含めて開示しておりましたアクリレートを、当連結会計年度より「樹脂」に移管しております。なお、前連結会計年度のセグメント情報につきましては、変更後の区分方法により作成しております。

また、2023年2月28日付「当社サーバーへの不正アクセスに関するお知らせ」並びに2023年4月26日付「情報流出に関するお詫びとお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は第三者による不正アクセスを受け、外部専門家による調査の結果、当社が保管する情報の一部が外部に流出したことを確認いたしました。当社はこの度の事態を真摯に受け止め、会社一丸となって再発防止に向けた情報セキュリティの強化に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は、リースを含め、21億19百万円であります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

当社 追浜工場 危険物高圧ガス対応主要反応装置更新

ロ. 当連結会計年度中において継続中の主要設備の新設、拡充

当社 千葉工場 危険物冷蔵倉庫建設工事

当社 鹿島工場 屋外貯槽増設工事

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、減失

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社グループでは、当連結会計年度におきまして以下のとおり社債発行を行い、総額で9億円の資金調達を実施しました。

(社債の明細)

会社名	社債の名称	発行年月日	発行金額 (百万円)	利 率 (%)	償還期限
東邦化学工業株式会社	第43回無担保社債 (株)みずほ銀行 保証付及び適格機関投資家限定	2022年 8月24日	300	0.320	2027年 8月24日
東邦化学工業株式会社	第44回無担保社債 (株)みずほ銀行 保証付及び適格機関投資家限定	2023年 3月23日	300	0.680	2028年 3月23日
東邦化学工業株式会社	第45回無担保社債 (株)みずほ銀行 保証付及び適格機関投資家限定	2023年 3月23日	300	0.680	2028年 3月23日

(2) 財産及び損益の状況

区分	第83期 (2020年3月期)	第84期 (2021年3月期)	第85期 (2022年3月期)	第86期 (2023年3月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	42,155	40,649	49,887	55,361
営業利益 (百万円)	2,006	1,386	1,345	1,384
売上高営業利益率 (%)	4.8	3.4	2.7	2.5
経常利益 (百万円)	1,679	1,425	1,933	1,179
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,378	1,005	1,395	977
1株当たり当期純利益 (円)	64.64	47.12	65.43	46.31
総資産 (百万円)	53,298	58,416	66,489	67,951
純資産 (百万円)	13,580	15,121	16,907	17,765
1株当たり純資産額 (円)	633.40	705.36	788.43	841.15
自己資本比率 (%)	25.3	25.8	25.3	26.0
ROE (%)	10.4	7.0	8.8	5.7

- (注) 1. 1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。
 2. 百万円単位の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 第85期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を適用しており、第85期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
近代化学工業株式会社	120百万円	100%	界面活性剤の製造
株式会社横須賀環境技術センター	10百万円	100%	環境調査測定・分析業務
懷集東邦化学有限公司	590万米ドル	91.63%	化成品の製造・販売
東邦化貿易(上海)有限公司	100百万円	100%	界面活性剤、化成品、樹脂、スペシャリティーケミカル等の販売
東邦化学(上海)有限公司	9,903万米ドル	100%	界面活性剤、化成品、樹脂、スペシャリティーケミカル等の製造

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度（2022年度）を初年度とする「TOHO Step Up Plan 2024」（以下、「中計」という。）に取り組んでおります。本中計の数値目標と重要課題につきましては、以下のとおりです。

<2021年及び2022年度の実績と中計最終年度（2024年度）の数値目標（連結ベース）>

	2021年度実績	2022年度実績	2024年度計画
売上高	498億円	553億円	600億円
営業利益	13.4億円	13.8億円	30億円
売上高営業利益率	2.7%	2.5%	5.0%
純資産額	169億円	177億円	205億円
自己資本比率	25.3%	26.0%	28.0%
ROE	8.8%	5.7%	10%以上
1株当たり配当額	15円	15円	20円

<最重要課題>

- ① 収益重視の経営の推進
- ② 電子情報材料分野の拡大で中核事業化へ
- ③ 東邦化学（上海）有限公司を成長軌道に乗せる

<その他重要課題>

- ① 脱炭素化へ向けたサステナビリティ活動の取り組み強化
- ② 最適生産体制の一層の強化
- ③ 研究開発投資の選択と集中の徹底で高機能・高付加価値製品の開発を加速
- ④ スリムな人員体制で人材育成に注力し、社員の待遇改善を図る

中計の初年度となる当連結会計年度は、売上高は、原材料価格や用役費の値上がりに伴う売価の上昇により、前期比11.0%の増収となりましたが、利益面につきましては、期初の予想利益を大幅に下回る不本意な水準にとどまりました。その主な原因是、「当連結会計年度の事業の状況」で述べた多くのマイナス要因が重なったことによるものであり、中計の数値目標達成に向けて、大きく出遅れることとなりました。

2023年度は、世界経済の減速下、足許の製品需要鈍化の影響は一定期間続くと見られますが、2022年度の一過性のマイナス要因が解消すること、並びに2022年度に稼働を開始した電子情報産業用微細加工用樹脂製造のための新プラント（以下、「電材用新プラント」という。）が生産を本格化し、通期にわたって売上に寄与することなどから、大幅な増益を見込んでおります。2022年度の遅れを挽回し、中計最終年度の数値目標達成を目指します。

中計の最重要課題の「収益重視の経営の推進」については、2022年度上期の原材料価格・用役費急騰への対応のため、全社を挙げて製品価格の見直しを推進したことにより、各製品の採算に対する社員の意識が確実に向上いたしました。製品別営業利益の見える化が進み、それを元に不採算製品や少量製品の取引条件是正や販売見直しに着実に取り組んでおります。

「電子情報材料分野の拡大で中核事業化へ」については、2021年12月に完工した電材用新プラントが、2022年5月に稼働を開始いたしました。新プラント稼働に必要な人員の確保や教育も進み、ユーザー認証を得た製品から順次量産に移行し、新プラントの立ち上がりは順調に進捗しております。足許では半導体市況が悪化しておりますが、中長期的には需要拡大基調は変わらず、ユーザーからの供給能力増強への期待は依然として高いため、新プラント内の残りのエリアに製造設備を増設する計画の検討を進めています。

「東邦化学（上海）有限公司を成長軌道に乗せる」については、2022年度は上海市のロックダウンや、近接する他社の爆発火災事故などの不測のマイナス要因があり、営業利益の黒字回復は果たしたもの、利益は低水準にとどまりました。2023年度は、中国のゼロコロナ政策終了による景気回復が見込まれること、高温蒸気の供給開始（2022年9月）によって高温反応が必要な製品の製造が可能となり第2期増設設備の稼働率向上が見込まれること、加えて上記のマイナス要因が解消することもあり、大幅な業績改善を見込んでおります。確実にそれを実現することによって同社を早期に成長軌道に乗せるよう、全力を挙げてまいります。

その他重要課題の「脱炭素化へ向けたサステナビリティ活動の取り組み強化」については、各工場でのエネルギー消費の実態を把握するための計器を増設し、消費削減に向けた分析を進めています。生産合理化への取り組みにおいては、電子情報材料の生産工程時間短縮や廃水削減、香料原料製品の生産効率化などの成果が実現しております。また、ユーザーのニーズに合わせた環境負荷低減製品の開発も土木建築用薬剤等で進捗しております。

「最適生産体制の一層の強化」については、千葉工場における電子情報材料事業のウエイトを高めるなど、各工場の生産製品がそれぞれの位置づけや役割分担に沿つたものとなるよう、工場間の生産移管を進めています。それに伴い、鹿島工場の生産能力増強に向けた貯槽増設や、四日市工場の樹脂エマルション製品用設備増設など、生産移管に必要な設備への投資も計画どおり進捗しております。東邦化学（上海）有限公司の高温蒸気供給開始に伴い、高温反応が必要な製品の同社への生産移管も進めています。

「研究開発投資の選択と集中の徹底で高機能・高付加価値製品の開発を加速」については、電子情報材料の先端製品の開発が進捗しているほか、土木建築用薬剤、プラスチック用添加剤等でも開発テーマが着実に進捗しております。また、事業分野等の枠組みにとらわれないプロジェクトチームやワーキンググループの活用による技術の横展開を進めており、樹脂エマルション等で効果が実現しております。

「スリムな人員体制で人材育成に注力し、社員の待遇改善を図る」については、稟議書の電子化によって社内決裁が迅速化したほか、物流部門でのユーザー向け請求書・納品書の電子化が実現し、ITの活用による省力化・省人化を進めております。工場においても、溶剤プラントにおいてオンライン分析を導入し、分析作業の負担を大幅に削減できたほか、新たな分析機器導入による検査業務の合理化等の進展がありました。また、社員のモチベーション向上のため、人事制度改定の検討を進めており、今後、導入に向けた準備を行ってまいります。

最後になりましたが、当社は2023年2月26日、第三者による不正アクセスを受けたことを確認いたしました。バックアップデータや従業員のパソコンは被害を免れたため、基幹システム等の業務に係るシステムは順次復旧しており、生産や販売等の主要な業務には大きな影響はありませんでした。しかしながら、外部の専門家による調査の結果、当社が保有するデータの一部が外部に流出した形跡が確認されました。情報の漏えいに関しましては、警察当局や個人情報保護委員会への報告を行い、外部専門家の指導のもと、必要な対応を行っております。お取引先様や株主様をはじめとする関係各位に多大なるご心配とご迷惑をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

当社は、本件を厳粛に受け止め、外部専門家の助言のもと、再発防止に真摯に取り組んでおります。本件発覚以降、被害拡大防止及び二次攻撃防止のため、インターネットへのアクセスを遮断しており、今後、情報セキュリティ強化のための十分な対策を講じ、外部専門家から安全性に対する評価を得られるまでは、インターネットへのアクセスを遮断した状態を継続いたします。情報セキュリティ強化のための対策については、外部専門家からネットワークやIT機器、利用者の監視強化等を推奨されており、専門企業による常時監視を導入するなど、監視強化を進めております。引き続き、外部専門家の助言を得ながらセキュリティ対策の全体像を固めていく過程にありますが、着手可能な対策から順次対応を進めてまいります。

本件の影響を最小限に食い止め、万全の再発防止策を講じ、皆さまからの信頼を回復できるよう、本件への対応を喫緊の最優先課題として全力で取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、化学工業製品事業として、界面活性剤、樹脂、化成品、スペシャリティーケミカル等の製造・販売を主たる業務としております。

製品分野	主要な製品
界面活性剤	香料原料、プラスチック用添加剤、土木建築用薬剤、紙パルプ用薬剤、農薬助剤、繊維助剤等
樹脂	合成樹脂、石油樹脂、樹脂エマルション、アクリレート等
化成品	ロジン系乳化重合剤、石油添加剤、金属加工油剤等
スペシャリティーケミカル	溶剤、電子情報産業用の微細加工用樹脂等

(注) 当連結会計年度より、アクリレートはスペシャリティーケミカルセグメントから樹脂セグメントへ変更しております。

(6) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

企業名	事業所名		所在地						
	本社		東	京	都	中	央	区	
東邦化学工業株式会社	支店	大阪 名古屋	大	阪	市	中	央	区	
	工場	追浜 千葉 四日市 鹿島	神奈川 千葉 埼玉 茨城	県 県 県 県	横袖 袖 重四 城	須 江 四日 神	賀 浦 日 栖	市 市 市 市	市
			横濱	市	横濱	市	須賀	市	市
近代化学工業株式会社	本社		大阪	市	東淀川	淀川	区		
懷集東邦化学有限公司	本社		中國	廣東	省肇慶	肇慶	市		
東邦化貿易(上海)有限公司	本社		中國	上海					
東邦化学(上海)有限公司	本社		中國	上海					

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
界面活性剤	420名	8名
樹脂	87名	△11名
化成品	123名	5名
スペシャリティーケミカル	204名	15名
その他の	8名	0名
全社(共通)	30名	0名
合計	872名	17名

(注) 1. 従業員数には、嘱託等（34名）を含めておりません。

2. 当連結会計年度より報告セグメントを変更したため、前連結会計年度末比増減について前連結会計年度の数値を変更後のセグメントに組み替えて比較しております。

② 当社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
685名	14名	39.7歳	15.8年

(注) 従業員数には、嘱託等（27名）を含めておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	8,525百万円
三井住友信託銀行株式会社	5,810百万円
株式会社みずほ銀行	3,798百万円

2 会社の現況

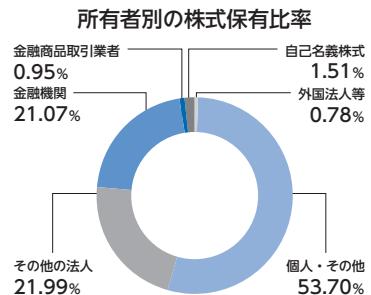
(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 85,000,000株

② 発行済株式の総数 21,350,000株 (自己株式321,991株を含む)

③ 株主数 8,655名

④ 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
東邦化学工業取引会社持株会	3,407千株	16.20%
中崎龍雄	2,528千株	12.02%
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・三井化学株式会社退職給付信託口)	1,390千株	6.61%
三井物産株式会社	1,233千株	5.86%
株式会社三井住友銀行	1,051千株	4.99%
東邦化学工業従業員持株会	974千株	4.63%
三井住友信託銀行株式会社	675千株	3.21%
三井住友海上火災保険株式会社	550千株	2.61%
株式会社菅野商事	302千株	1.43%
吉野石膏株式会社	300千株	1.42%

(注) 持株比率は自己株式(321,991株)を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役社長	中崎 龍雄	内部監査室担当、経営企画本部長
常務取締役	江藤 俊幸	購買部門担当、生産本部長、東邦化学（上海）有限公司董事長
常務取締役	永岡 幹人	事業本部長 兼 香粧原料事業部長 兼 大阪支店長、東邦化貿易（上海）有限公司董事長、東邦化学タイランド株式会社代表取締役社長
取締役	脇田 雅元	生産本部副本部長 兼 千葉工場長
取締役	中野 憲一	研究開発本部副本部長 兼 追浜研究所長
取締役	下田 晴久	事業本部副本部長 兼 スペシャリティーケミカルズ事業部長
取締役	池田 亮	研究開発本部副本部長 兼 千葉研究所長
取締役	川崎 正一	情報管理部門担当、経理本部長
取締役	綾部 収治	共和電業株式会社社外取締役（監査等委員）
取締役	川越 弘三	
常勤監査役	田中 祥雄	
常勤監査役	越智 英隆	
監査役	三浦 芳美	ホウライ株式会社監査役

- （注） 1. 2022年6月23日開催の第85回定時株主総会において、新たに川崎正一、川越弘三の両氏は取締役に選任され就任いたしました。また、監査役山本一郎氏の逝去により、法令に定める監査役の員数を欠くことになったため、東京地方裁判所に仮監査役（一時監査役職務代表者）の選任の申立てを行い、2022年9月13日付で三浦芳美氏が仮監査役（社外監査役）に選任され、就任いたしました。
2. 取締役綾部収治氏及び川越弘三氏は、社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 常勤監査役越智英隆氏及び監査役三浦芳美氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 常勤監査役越智英隆氏及び監査役三浦芳美氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 井上豊、野村公喜の両氏は、2022年6月23日開催の第85回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。また、監査役山本一郎氏は2022年6月25日に逝去されたことから監査役を退任いたしました。
6. 当事業年度中に退任した監査役

氏名	退任日	退任時の地位及び重要な兼職の状況等
山本 一郎	2022年6月25日	監査役 株式会社ナルミヤ・インターナショナル常勤監査役

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、社外取締役を含む取締役、社外監査役を含む監査役、執行役員及び子会社役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金や訴訟費用等が、保険期間中の総支払限度額の範囲内で填補されます。但し、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、常務取締役以上の取締役及び社外取締役からなる任意の役員人事諮問委員会において、取締役の報酬決定基準と業績加算及び同減算の方法に関する方針案を策定し、これを取締役会で決定しております。

その概要は下記のとおりです。

- (イ) 取締役の報酬基準額を役職ごとに定め、2020年7月以降適用する。
- (ロ) 社外取締役を除く取締役について、業績加算部分を新たに設け、第84期(自2020年4月1日至2021年3月31日)事業年度の業績評価より実施する。役職ごとに加算比率の上限を設定し、取締役ごとに当社業績、担当部門・部署の業績並びに業績への貢献度を基に加算比率を決定し、報酬基準額に加算比率を乗じて業績加算額を算出する。併せて、役職ごとに減算比率の上限を設定し、会社業績が著しく悪化した場合は、取締役ごとに減算比率を決定し、報酬基準額に減算比率を乗じた額を報酬基準額から減算する。具体的な評価基準の概要は次のとおり。
 - a.業績等の達成度合いに応じて7ランクの評価基準を設け、ランク別、役職別に業績加算比率、同減算比率を設定。
 - b.まず、会社全体の評価ランクを、中期経営計画の数値目標と重要課題の達成状況を中心に、年度計画の達成状況、及び市場環境も加味した総合的な評価により決定する。
 - c.各役員の評価ランク案は、代表取締役が策定する。評価にあたっては、各役員の中期経営計画や年度計画の達成状況への貢献度に応じ、会社全体の評価ランクにランクアップ・ダウンの調整を行う。但し、代表取締役の評価ランクは、原則会社全体の評価ランクを適用する。

d.代表取締役は、策定した評価案を役員人事諮問委員会において協議の上、取締役会に諮り承認を得る。

(ハ) 報酬の時期及び支払方法は、株主総会終了後の毎年7月より固定報酬に前年度分の業績運動報酬分を加味し、年間報酬額の1/12を月例の新報酬として支給する。

(二) 役員報酬に係る決定方針において定めた内容とは別に、業績の著しい悪化又はその恐れや重大事故の発生あるいは重大なコンプライアンス違反等、取締役の報酬等の支給期間中であっても見直しが必要と判断されるような事由に該当する場合は、その対応について取締役会にて審議し決定する。

□. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1988年12月16日開催の第51回定時株主総会において月額20百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。定款で定める取締役の員数は20名以内)と決議されており、また、監査役の報酬限度額は、月額4百万円以内(定款で定める監査役の員数は4名以内)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は16名、監査役の員数は3名です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の報酬等については、常務取締役以上の取締役及び社外取締役からなる役員人事諮問委員会において、株主総会決議による報酬総額の限度内で、役職ごとの報酬基準額をもとに経営の内容や業績、担当部門の成績、経済情勢等を考慮した役員報酬案を作成し、取締役会の決議により決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

二. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容を決定しており、当該事項はございません。

ホ. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)					対象となる 役員の人数 (名)	
		基本報酬			賞与	非金銭報酬等		
		固定部分	業績連動部分	小計				
取締役	88	88	—	88	—	—	12	
うち社外取締役	(14)	(14)	—	(14)	—	—	(3)	
監査役	32	32	—	32	—	—	4	
うち社外監査役	(18)	(18)	—	(18)	—	—	(3)	
合計	121	121	—	121	—	—	16	
うち社外役員	(32)	(32)	—	(32)	—	—	(6)	

(注) 1.取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2.業績運動報酬については上記イ.記載のとおりです。業績運動報酬は中期経営計画に定めた数値目標や重要課題の進捗状況及び年度計画の達成状況を総合的に評価しており、特に本業の成績を表す連結営業利益を業績運動報酬の算定にかかる重要な業績指標として選定しております。選定の理由は中期経営計画の数値目標及び年度計画の達成が更なる企業価値向上につながり、取締役に対する適切なインセンティブとなることが期待されるためです。業績加算部分の評価対象となる前中期経営計画（2019年4月～2022年3月、以下「前中計」という）の重要課題の進捗状況については第85回定期株主総会招集ご通知21～22頁に記載しております（<https://toho-chem.co.jp>）。また、前中計の数値目標及び第85期業績については以下に記載のとおりです。なお、上記決定方針に従って算定した結果、第86期における業績加算部分の報酬はございませんでした。

3.非金銭報酬等はありません。

<前中計最終年度（2022年3月期）の計画及び実績（連結ベース）>

	2022年3月期計画	2022年3月期実績
売上高	510億円	498億円
営業利益	30億円	13.4億円
売上高営業利益率	5.9%	2.7%
純資産額	170億円	169億円
自己資本比率	27.0%	25.3%
ROE	10%以上	8.8%
1株当たり配当額	20円	15円

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役綾部収治氏は、共和電業株式会社社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別な利害関係はありません。

監査役三浦芳美氏は、ホウライ株式会社監査役を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別な利害関係はありません。

監査役を退任した山本一郎氏は、株式会社ナルミヤ・インターナショナル常勤監査役を兼務しておりました。なお、当社と同社との間には特別な利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

(イ) 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（17回開催）	監査役会（18回開催）	
		出席回数	出席率
取締役 綾部 収治	17回／ 17回	100%	—
取締役 川越 弘三	14回／ 14回	100%	—
監査役 越智 英隆	17回／ 17回	100%	18回／ 18回 100%
監査役 山本 一郎	3回／ 4回	75%	3回／ 5回 60%
監査役 三浦 芳美	10回／ 10回	100%	9回／ 9回 100%

(注) 1.取締役川越弘三氏は、2022年6月23日開催の第85回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。

2.監査役山本一郎氏は、2022年6月25日付で逝去により退任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の監査役と異なります。

3.監査役三浦芳美氏は、2022年9月13日付で東京地方裁判所より仮監査役（一時監査役職務代行者）として選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の監査役と異なります。

(ロ) 取締役会及び監査役会における発言状況等

綾部収治、川越弘三の両氏は社外取締役として、越智英隆、三浦芳美の両氏は社外監査役として、主に外部企業経験の見地からの質問や意見を述べるなど、取締役会の議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会において越智英隆、三浦芳美の両氏は、これまでの経験も踏まえ、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を隨時行っています。

なお、2022年6月25日付で逝去により監査役を退任された山本一郎氏は社外監査役として、様々な企業や学校法人での豊富な経験や見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

(ハ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

地 位	氏 名	主な活動状況
社外取締役	綾部 収治	長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、また企業経営者としての豊富な経験や見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、役員人事諮問委員会委員及びコンプライアンス・リスク管理委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。
社外取締役	川越 弘三	長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、また企業経営者としての豊富な経験や見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、役員人事諮問委員会委員及びコンプライアンス・リスク管理委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬額	37百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益合計額	37百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由
当社監査役会は、当該事業年度の監査計画の監査日数、監査チーム体制等に基づき提示された会計監査人の報酬金額について、前事業年度との比較、監査内容の変更点等を勘案した結果、妥当であると判断いたしました。
3. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
4. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

内部統制システム構築の基本方針

1. コーポレートガバナンス体制

当社は、会社法、コーポレートガバナンス・コードなど、昨今の社会的要請を踏まえて、当社及びグループ各社のコーポレートガバナンス体制の整備を図る。

- (1) 当社取締役及び監査役は、常務以上の取締役及び社外取締役で構成する役員人事諮問委員会が、取締役会が決議した役員選定基準に基づき、その職務・職責を果たすに相応しい資質を有する候補者を選定し、取締役会での審議（監査役は監査役会の同意が前提）を経て、株主総会決議で承認される体制である。
- (2) 当社取締役は、法令、定款、取締役会規則に基づき、毎月開催する定期取締役会、適宜開催する臨時取締役会で、当社及びグループ各社の職務執行状況について報告を受け、重要な経営判断について審議し決定する。
- (3) 当社取締役会は、複数の社外取締役（独立役員）を選任することにより、取締役の職務執行状況の監視・監督機能の強化を図り、意思決定の透明性・客観性を確保する。
- (4) 当社監査役は、法令・定款・監査役会規則に基づき、取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監査する。
- (5) 当社監査役会は、過半数を社外監査役（独立役員）で構成しており、公正・公平な視点で監査を行う体制である。
- (6) 当社取締役会は、毎期、当社及びグループ各社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について検証を行い、本基本方針の見直しを含め、必要に応じた対応を行う。また、その運用状況の概要を事業報告に記載する。

2. 当社及びグループ各社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、職務を遂行する上で遵守すべき基本的事項をCSR憲章、人権方針、行動規範などで明確化し、当社及びグループ各社の従業員にその周知徹底を図る。
- (2) 当社は、代表取締役社長が委員長を務め、各部門を所管する取締役及び社外取締役等で構成するコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社及びグループ各社の役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備を図る。
- (3) 当社は、当社及びグループ各社の役員及び従業員が内部統制上の不備やコンプライアンス違反行為、ハラスメント等を発見したときに通報・相談できる窓口として、通常の報告ルートとは別に、ヘルplineを設置する。
- (4) 当社及びグループ各社は、行動規範の中で反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、決して不正な要求には応じないとの基本姿勢を定めており、その周知徹底を図るとともに、反社会的勢力排除のための仕組みを整備する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、法令・定款・取締役会規則・稟議規程・情報管理規程等に基づき、取締役会議事録・稟議書等、取締役の職務の執行に係る重要な情報について、適切に保存及び管理を行う。
- (2) 当社は、これら情報を保存及び管理する体制を適時見直し、改善を図る。

4. 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理規程に基づき、当社及びグループ各社の損失の危険に対処する体制等を整備する。
- (2) 当社は、当社及びグループ各社の損失の危険を横断的に管理する組織として、代表取締役社長が委員長を務めるコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。
- (3) コンプライアンス・リスク管理委員会は、当社各部門が毎期設定する損失の危険等に対処する課題の進捗状況を管理することで、その着実な運用を図る。

5. 当社及びグループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、毎月定時取締役会を開催するとともに、必要に応じ臨時取締役会を開催することにより、経営の意思決定の迅速化と効率的な事業運営を図る。
- (2) 当社取締役会は、執行役員規程に基づき執行役員を選任する。業務執行取締役及び執行役員は、執行役員会を原則として月2回開催し、取締役会における決議・報告事項の周知並びに業務執行に係る連絡・討議を行う。
- (3) 当社は、将来の事業環境等を踏まえ中期経営計画並びに単年度計画を立案し、全社的な目標を明確化する。
- (4) 当社各部門及びグループ各社は、前号で定めた中期経営計画、単年度計画に沿った具体的な施策を策定し、効率的な職務執行を図る。
- (5) 当社は、経営・事業目標の効率的な達成を図るため、部長職以上並びに当社グループ各社長が参加する全社会議、事業分野別の分野会議を半期ごとに開催する。

6. 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、グループ各社の取締役（董事）や監査役（監事）に、当社役員又は従業員を派遣することで、グループ各社の管理体制の強化を図る。
- (2) 当社は、関連子会社管理規程に基づき、当社各部門の役割やグループ各社への支援体制を明確化し、当社及びグループ各社の業務の適正を確保する。
- (3) 当社は、組織並びに業務分掌規程に基づき、当社当該部門が総務・経理・情報管理などの専門性が高い業務について、グループ各社を支援・助言する体制である。
- (4) 当社は、グループ各社の重要な決定事項を、当社取締役会の承認事項・報告事項と定めている。
- (5) 当社は、当社グループ会社間の取引を行うに当たって、法令その他社会規範等に照らし、適切な運用を行う。
- (6) 当社内部監査室は、当社及びグループ各社をモニタリングし、その結果をコンプライアンス・リスク管理委員会、又は必要に応じて当社及びグループ各社の取締役会に報告する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

- (1) 当社は、内部監査室員又は総務部員が、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する体制である。

8. 前項の使用者の当社取締役からの独立性及び当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査役の職務の補助に携わる前項の従業員の任命・異動等、人事権に係る事項を決定する場合には、監査役会の事前の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。
- (2) 当社は、前項の従業員が監査役の職務の補助に携わる際には、監査役の指揮命令下に置くものとし、そのことを役員及び従業員に周知することで、監査役の指示の実効性を確保する。

9. 当社及びグループ各社の取締役及び使用者が監査役に報告するための体制

- (1) 当社及びグループ各社の役員及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。
- (2) 当社及びグループ各社の役員及び従業員は、法令・定款に違反する行為、当社及びグループ会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- (3) コンプライアンス・リスク管理委員会事務局長は、リスク管理規程に基づき、同委員会及び事務局が把握したリスク情報を監査役に報告する。
- (4) 当社内部監査室は、内部監査、内部統制評価の結果を遅滞なく監査役に報告する。
- (5) 当社及びグループ各社の役員及び従業員が、経営層が関与する不正やその他不適切な行為を知ったとき、或いはその疑いを持ったときは、内部監査室或いは監査役に報告する。なお、内部監査室が報告を受けたときは、直ちに監査役に報告する。

10. 上記報告を行った者が報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社は、当社及びグループ各社の役員・従業員等が、監査役に相談・報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- (2) 当社は、通報したことを理由として、通報者に対して不利益な取り扱いを行わないこと、通報者の職場環境が悪化することのないよう適切な措置を講じること、さらに通報者に不利益な取り扱いが行われた場合は同行為を行った関係者を処分することをヘルpline規程に定めるとともに、当社及びグループ各社の役員・従業員等に周知徹底する。

11. 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査役の通常の職務執行で生ずる費用に関して、監査計画に基づき予算を計上し、経費支払を行う。
- (2) 当社は、前号以外で監査役が特別にその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求を行ったときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- (1) 当社監査役は、取締役会・全社会議・コンプライアンス・リスク管理委員会及びグループ各社の取締役会（董事会）等の会議へ出席し、重要な意思決定の過程を監査する。
- (2) 当社監査役は、当社各拠点やグループ各社の往査を行い、当社及びグループ各社の取締役の職務の執行状況を監査する。
- (3) 当社監査役は、稟議書等の決裁書類やその他重要な報告書等を閲覧することができる。
- (4) 当社監査役は、代表取締役社長・内部監査室・会計監査人と定期的に意見交換する機会を設ける。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、情報基本方針・行動規範で、企業情報の適時・適切な開示の重要性を明確化しており、信頼性ある財務報告の重要性を役員及び従業員共通の認識としている。
- (2) 当社及びグループ各社は、財務報告の信頼性を確保するため、必要十分な内部統制を整備し、運用する。
- (3) 当社内部監査室は、当社及びグループ各社の財務報告に係る内部統制の有効性を評価する。その結果はコンプライアンス・リスク管理委員会・取締役会・監査役会に報告し、是正を図る体制である。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当期は、12回の定時取締役会、5回の臨時取締役会を開催し、重要事項の審議・決定を行い、当社及び各子会社の職務執行状況について報告を受けております。取締役会には、2名の社外取締役、3名の監査役が出席しており、意思決定の透明性・客觀性を確保するとともに、取締役の職務執行状況を監査しております。
- ② 当期は、コンプライアンス・リスク管理委員会を3回、委員会事務局会を11回開催し、子会社を含めた企業集団のリスク情報を共有し対応を図っております。委員会及び事務局会には、常勤監査役も出席しており、その執行状況を監査しております。
- ③ 各子会社を所管する部門は、「組織並びに業務分掌規程」で明確化しており、「関連子会社管理規程」に基づき管理しております。
- ④ 当社各部門は、「内部統制システム構築の基本方針」への対応として、所管する子会社への対応を含めた課題を毎期設定し、その進捗状況をコンプライアンス・リスク管理委員会に報告しております。
- ⑤ 内部監査室は、毎期コンプライアンス・リスク管理委員会が定める「財務報告に係る内部統制の評価方針」に基づき、当社グループの内部統制の整備状況を評価しております。評価結果は、適時コンプライアンス・リスク管理委員会、取締役会に報告しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額														
(資産の部)			(負債の部)														
流動資産	36,968	流動負債	25,582														
現金及び預金	6,078	支払手形及び買掛金	9,965														
受取手形	1,358	短期借入金	10,577														
売掛金	12,617	1年内償還予定の社債	800														
商品及び製品	11,907	リース債務	307														
原材料及び貯蔵品	4,163	未払法人税等	255														
その他	849	契約負債	8														
貸倒引当金	△7	賞与引当金	579														
固定資産	30,982	その他	3,089														
有形固定資産	24,220	固定負債	24,603														
建物及び構築物	13,480	社債	2,000														
機械装置及び運搬具	5,418	長期借入金	15,295														
土地	3,145	リース債務	963														
リース資産	1,115	繰延税金負債	35														
建設仮勘定	393	退職給付に係る負債	6,196														
その他	667	資産除去債務	68														
無形固定資産	1,233	その他	43														
投資その他の資産	5,528	負債合計	50,186														
投資有価証券	3,758	(純資産の部)															
繰延税金資産	1,503	その他	280	株主資本	14,460	貸倒引当金	△14	資本金	1,755	資産合計	67,951	資本剰余金	896	負債純資産合計	67,951	利益剰余金	11,971
その他	280	株主資本	14,460														
貸倒引当金	△14	資本金	1,755														
資産合計	67,951	資本剰余金	896														
負債純資産合計	67,951	利益剰余金	11,971														

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額
売上高	55,361
売上原価	48,068
売上総利益	7,293
販売費及び一般管理費	5,908
営業利益	1,384
営業外収益	233
受取利息	8
受取配当金	108
受取保険金	13
物品売却益	66
その他	36
営業外費用	439
支払利息	308
為替差損	18
手形売却損	44
その他	67
経常利益	1,179
特別利益	115
投資有価証券売却益	115
固定資産売却益	0
特別損失	104
固定資産廃棄損	42
投資有価証券売却損	0
生産停止に伴う損失	61
税金等調整前当期純利益	1,190
法人税、住民税及び事業税	412
法人税等調整額	△189
当期純利益	967
非支配株主に帰属する当期純損失（△）	△9
親会社株主に帰属する当期純利益	977

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,755	896	11,314	△6	13,959
当期変動額					
剰余金の配当			△319		△319
親会社株主に帰属する当期純利益			977		977
自己株式の取得				△156	△156
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	657	△156	500
当期末残高	1,755	896	11,971	△163	14,460

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替調整勘定	換算累計額	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,034	1,193	△372	2,855	91	16,907	
当期変動額							
剰余金の配当							△319
親会社株主に帰属する当期純利益							977
自己株式の取得							△156
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△163	517	18	371	△14	357	
当期変動額合計	△163	517	18	371	△14	857	
当期末残高	1,870	1,710	△353	3,227	77	17,765	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数	5社
連結子会社の名称	近代化学工業株式会社 株式会社横須賀環境技術センター 懷集東邦化学有限公司 東邦化貿易（上海）有限公司 東邦化学（上海）有限公司

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の数	2社
非連結子会社の名称	TOHO CHEMICAL(THAILAND)CO., LTD. 惠州市東邦化学有限公司

連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の状況

会 社 の 名 称	TOHO CHEMICAL(THAILAND)CO., LTD. 惠州市東邦化学有限公司
-----------	---

持分法を適用しない理由 持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

懷集東邦化学有限公司、東邦化貿易（上海）有限公司及び東邦化学（上海）有限公司の決算日は12月31日で、その他2社の決算日は当社と同一であります。懷集東邦化学有限公司、東邦化貿易（上海）有限公司及び東邦化学（上海）有限公司については、同社決算日の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法によっております。

ロ. 棚卸資産

移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6年～50年

機械装置及び運搬具 4年～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用見込可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

ハ. ヘッジ方針

変動金利支払の借入金を対象に、将来の市場金利上昇が調達コスト（支払金利）に及ぼす影響を回避するため、変動金利による調達資金の調達コストを固定化する目的で金利スワップ取引を行っております。短期的な売買差益の獲得や投機目的のためにデリバティブ取引を利用することは行わない方針であります。

二. ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

□. 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、事業部及び会社を基礎とした製品のセグメントから構成されており、「界面活性剤」、「樹脂」、「化成品」、「スペシャリティーケミカル」、「その他」の分野において製造販売を行っております。

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

国内取引

主な履行義務は、国内の顧客に対して、商品及び製品を引き渡す義務であり、商品及び製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されたと判断していることから、製品の支配が顧客に移転した時点で、当該製品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。ただし、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

また、買戻し契約に該当する有償支給取引については、支給先から受け取る対価を収益として認識しておりません。変動対価取引については、計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、契約条件に基づき取引価格を見積もって収益を認識しております。

輸出取引

主な履行義務は、国外の顧客に対して、商品及び製品を引き渡す義務であり、輸出の取引条件による在庫の保有に伴うリスクが顧客に移転する時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されたと判断していることから、製品の支配が顧客に移転した時点で当該製品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

棚卸資産評価損（売上原価）391百万円

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	10,137百万円
機械装置及び運搬具	3,280百万円
土 地	3,074百万円
そ の 他	565百万円
担保に係る債務の金額	16,684百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

3. 受取手形の割引高

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 21,350,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行なった剰余金の配当に関する事項

2022年6月23日の定時株主総会において、次のとおり決議いたしました。

決議	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	319百万円	15円	2022年3月31日	2022年6月24日

(2) 当連結会計年度の末日後に行なう剰余金の配当に関する事項

2023年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	315百万円	15円	2023年3月31日	2023年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入及び社債（私募債）による方針であります。デリバティブ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、売掛債権管理制度に従い、1年ごとに主な取引先の信用状況のモニタリングを行い、リスク管理を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、毎月時価の残高管理を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は長期運転資金及び設備資金に係る資金調達であります。変動金利借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち、長期借入金の一部については、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。なお、社債については、全て固定金利での調達であり、金利の変動リスクはありません。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）「4. 会計方針に関する事項（4）重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

また、営業債務や借入金及び社債は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、定期的に作成する資金繰計画表等に基づき、適切な手許流動性を維持するなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません ((注) を参照ください。)。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	3,741	3,741	—
資産 計	3,741	3,741	—
(2) 長期借入金 (※ 1)	20,623	20,417	△206
(3) 社債 (※ 2)	2,800	2,800	0
負債 計	23,423	23,217	△206
(4) デリバティブ取引	—	—	—

(※ 1) 1年内返済予定の長期借入金を含みます。

(※ 2) 1年内償還予定の社債を含みます。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	17

これらについては、「投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	3,741	—	—	3,741
資産計	3,741	—	—	3,741

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	20,417	—	20,417
社債	—	2,800	—	2,800
負債計	—	23,217	—	23,217

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一緒にとして処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

社債

これらの時価は、私募債につき市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一緒にとして処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記「長期借入金」参照）。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	界面活性剤	樹脂	化成品	スペシャリティーケミカル	計		
売上高							
日本	26,271	3,907	3,744	12,646	46,569	81	46,651
アジア	3,268	1,040	2,594	452	7,356	49	7,405
その他	521	9	595	173	1,300	4	1,305
顧客との契約から生じる収益	30,062	4,957	6,934	13,272	55,226	135	55,361

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、環境調査測定・分析業務等を含んでおります。

2. 当連結会計年度末及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債の残高等

契約負債は、主に、引き渡し時に収益を認識する顧客との販売契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、14百万円であります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（例えば、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

841円15銭

1株当たり当期純利益

46円31銭

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額	
(資産の部)			(負債の部)	
流動資産	30,923	流動負債	23,809	
現金及び預金	3,820	支払手形	1,791	
受取手形	980	買掛金	7,700	
売掛金	11,871	短期借入金	4,428	
商品及び製品	9,996	1年内償還予定の社債	800	
原材料及び貯蔵品	3,566	1年内返済予定の長期借入金	5,279	
前払費用	217	リース債務	307	
その他	479	未払金	146	
貸倒引当金	△7	未払費用	1,620	
固定資産	32,053	未払法人税等	260	
有形固定資産	18,674	契約負債	4	
建物	3,166	賞与引当金	524	
構築物	7,321	その他	947	
機械及び装置	3,257	固定負債	23,751	
車両運搬具	7	社債	2,000	
工具、器具及び備品	624	長期借入金	15,249	
土地	2,940	リース債務	963	
リース資産	997	退職給付引当金	5,434	
建設仮勘定	358	長期未払金	41	
無形固定資産	518	資産除去債務	61	
ソフトウェア	293	負債合計	47,560	
リース資産	215	(純資産の部)		
その他	9	株主資本	13,544	
投資その他の資産	12,860	資本金	1,755	
投資有価証券	3,745	資本剰余金	896	
関係会社株式	120	資本準備金	896	
関係会社出資金	7,753	利益剰余金	11,056	
繰延税金資産	1,126	利益準備金	372	
その他	130	その他利益剰余金	10,684	
貸倒引当金	△14	配当準備積立金	50	
資産合計	62,976	別途積立金	1,484	
(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。			繰越利益剰余金	9,150
			自己株式	△163
			評価・換算差額等	1,871
			その他有価証券評価差額金	1,871
純資産合計			純資産合計	15,416
負債純資産合計			負債純資産合計	62,976

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	51,554
売上原価	45,036
売上総利益	6,518
販売費及び一般管理費	5,165
営業利益	1,352
営業外収益	421
受取利息及び受取配当金	309
物品売却益	58
その他	54
営業外費用	370
支払利息	246
為替差損	16
手形売却損	44
その他	62
経常利益	1,403
特別利益	115
投資有価証券売却益	115
固定資産売却益	0
特別損失	42
固定資産廃棄損	42
投資有価証券売却損	0
税引前当期純利益	1,476
法人税、住民税及び事業税	375
法人税等調整額	△125
当期純利益	1,226

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本										自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金			利益剰余金										
	資 本 準 備 金	資 本 剰 余 合 金	利 益 金	その他利益剰余金			利 益 金 合 計	配当準備積立金	別積立金	途 緑越利益 利 益 金 合 計				
当期首残高	1,755	896	896	372	50	1,484	8,243	10,149	△6	12,794				
当期変動額														
剩余金の配当							△319	△319		△319				
当期純利益							1,226	1,226		1,226				
自己株式の取得									△156	△156				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）														
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	906	906	△156	750				
当期末残高	1,755	896	896	372	50	1,484	9,150	11,056	△163	13,544				

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,035	2,035	14,830
当期変動額			
剩余金の配当		△319	
当期純利益		1,226	
自己株式の取得		△156	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△163	△163	△163
当期変動額合計	△163	△163	586
当期末残高	1,871	1,871	15,416

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によつております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～50年

構築物 6年～30年

機械及び装置 8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用見込可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金

従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

(3) ヘッジ方針

変動金利支払の借入金を対象に、将来の市場金利上昇が調達コスト（支払金利）に及ぼす影響を回避するため、変動金利による調達資金の調達コストを固定化する目的で金利スワップ取引を行っております。短期的な売買差益の獲得や投機目的のためにデリバティブ取引を利用することは行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

(2) 収益及び費用の計上基準

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結貸借対照表における会計処理の方法と異なっております。

当社は、事業部及び会社を基礎とした製品のセグメントから構成されており、「界面活性剤」、「樹脂」、「化成品」、「スペシャリティーケミカル」、「その他」の分野において製造販売を行っております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

国内取引

主な履行義務は、国内の顧客に対して、商品及び製品を引き渡す義務であり、商品及び製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断していることから、製品の支配が顧客に移転した時点で、当該製品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。ただし、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

また、買戻し契約に該当する有償支給取引については、支給先から受け取る対価を収益として認識しておりません。変動対価取引については、計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、契約条件に基づき取引価格を見積もって収益を認識しております。

輸出取引

主な履行義務は、国外の顧客に対して、商品及び製品を引き渡す義務であり、輸出の取引条件による在庫の保有に伴うリスクが顧客に移転する時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断していることから、製品の支配が顧客に移転した時点で当該製品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「物品売却益」(前事業年度42百万円)について、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「受取保険金」(当事業年度10百万円)については、金額が僅少となつたため、当事業年度においては「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

棚卸資産評価損（売上原価） 321百万円

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産	
建 物	2,983百万円
構 築 物	7,092百万円
機 械 及 び 装 置	3,127百万円
工 具 、 器 具 及 び 備 品	565百万円
土 地	2,838百万円
担 保 に 係 る 債 務 の 金 額	16,589百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	33,890百万円
3. 偶 發 債 務	
他の会社の金融機関等からの借入債務等に対する保証	
懷集東邦化学有限公司（借入債務）	116百万円
(6百万人民元)	
東邦化学（上海）有限公司（借入債務）	774百万円
(40百万人民元)	
4. 受取手形の割引高	1,431百万円
5. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	188百万円
短期金銭債務	1,131百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社に対する売上高	430百万円
2. 関係会社からの仕入高	7,007百万円
3. 関係会社とのその他の営業取引高	39百万円
4. 関係会社との営業取引以外の取引高	261百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の総数 普通株式 321,991株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	159百万円
未払事業税	25百万円
退職給付引当金	1,645百万円
長期未払金	12百万円
関係会社出資金評価損	332百万円
その他の	241百万円
繰延税金資産小計	2,417百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△474百万円
繰延税金資産合計	1,942百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△812百万円
その他の	△3百万円
繰延税金負債合計	△816百万円
繰延税金資産の純額	1,126百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	近代化学工業㈱	120 百万円	界面活性剤の製造	(所有) 直接 100%	5名	商品・製品の販売及び仕入	(※1) 商品の購入	2,341 百万円	貢掛金	907 百万円
子会社	懷集東邦化学有限公司	590 万米ドル	化成品の製造・販売	(所有) 直接 91.63%	2名	商品・製品の販売及び仕入 債務保証	(※2) 債務の保証	116 百万円 (6百万人民元)	—	—
子会社	東邦化学(上海)有限公司	9,903 万米ドル	界面活性剤、化成品、樹脂、スペシャリティーケミカル等の製造	(所有) 直接 100%	3名	商品・製品の販売及び仕入 資金の援助 債務保証	(※2) 債務の保証	774 百万円 (40百万人民元)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 商品の購入については、市場価格を参考に決定しております。

(※2) 懐集東邦化学有限公司及び東邦化学(上海)有限公司の金融機関の借入残高につき、当社が債務保証を行っており、一定の料率に基づく債務保証料を受領しております。なお、期末借入残高を記載しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	733円12銭
1 株当たり当期純利益	58円15銭

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

東邦化学工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤正広
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成田礼子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東邦化学工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東邦化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

東邦化学工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤正広
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 成田礼子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東邦化学工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人EY新日本有限責任監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社において第三者による不正アクセスが発生いたしました。監査役会では、当社が外部専門家等の助言のもと、原因分析に基づく再発防止策を策定中、実行中であることを確認しており、今後の対応・進捗を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

東邦化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役 田中祥雄印

常勤監査役
(社外監査役) 越智英隆印

社外監査役(注) 三浦芳美印

以上

(注) 社外監査役三浦芳美は、社外監査役山本一郎の逝去に伴い、2022年9月13日付で東京地方裁判所の決定により監査役（社外監査役）の職務を一時行う者として選任されております。

定時株主総会会場ご案内図

会場

ベルサール東京日本橋 D・E会議室
東京都中央区日本橋2-7-1
東京日本橋タワー4階

日時

2023年6月29日（木曜日）
午前10時（開場午前9時15分）



交通

日本橋駅（銀座線・東西線・浅草線）B6 出口 直結
東京駅（JR線・丸ノ内線）八重洲北口 徒歩6分
三越前駅（銀座線・半蔵門線）B6 出口 徒歩3分

本総会当日のお土産はお配りしておりません。
ご理解賜りますようお願い申し上げます。



東邦化学工業株式会社



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。